

「手形貸付」再考 (銀行の要求とその意図)

銀行取引において、相変わらず「手形貸付」(以下、手貸)に関わる問題が発生している。期日が到来する度に書替、あるいは返済即再借入で済ましてきたものがそうならなくなってきたのだ。

こうした流れは97、8年の金融収縮時より大手銀行を中心に起こってきた流れであるが、今や貸出金査定や貸出先格付作業などを通して地域金融機関等にも及んできた大きな流れとなってきた。当然であるが、手貸で資金調達している中小企業は無関心でいる訳には行かない流れである。

手貸に関する銀行サイドの要求は、概ね、手形期日に返済を求める(再貸出しない)、(手貸のまま)毎月定額の内入返済を求める、証書貸付に切替える(長期返済に切替える)、という3つのパターンに分けられる。の期日全額決済は余程のことがなければ起こらない。今、最も多い要求はであるが、時にはもある。とは月々返済してゆくという点(キャッシュフロー効果)では同じであるが、は最終期限が数年後に延びるのに対し、は期限が3ヶ月乃至6ヶ月で到来する。つまり、債務者が受ける「期限の利益」が異なる。手貸の場合、銀行は手形期日が来れば「返済しろ」と要求できるが、証貸の場合は約定返済さえ履行していれば期限前に「返済しろ」とは要求できない点が大きく異なる。

では、銀行は何故手貸の回収を進めるのだろうか。債務者はこの基本的な所を押えておく必要がある。

手貸は期間が1年以内の短期運転資金に対応する貸出手法である。債務者に約束手形を振り出させて期日に回収する - これが基本だ。しかし、それがいつの間にか固定資金に変化してしまった。「コロガシ」という呼び名が象徴するように、債務者にしてみれば返済不要の借入金に、銀行にしてみれば貸し放しの固定貸出金に転化してしまった。

雑駁に云えば、今起こっている流れは、もう一度基本に戻ろうという流れである。書替書替で続けてゆく貸出ではなく期日返済を原則にしようとする流れである。

しかし、手貸のまま内入返済するにせよ証貸に切替え分割返済するにせよ、今までは金利だけ払っていればよかったものが元本返済をしてゆかなければならなくなる。ここが過剰な債務を抱えた企業にはきつい所である。

それだけでなく毎月返済額は収益返済力を超えているケースが多く、そこに更に元本返済が加わる。返済額増加による資金流失により資金繰りが悪化する。結局のところ、手貸問題は債務者にとって資金繰り問題に行き着く。

銀行も、この要求が債務者の資金繰り悪化をもたらすことを承知し理解している。しかし、承知していることと要求することは別のものである。承知し理解していても要求してくるところに組織行動の恐さがある。

では、銀行が許容する手貸はどういうものだろうか。一般論になるが、次のように考えられる。

第一は、手貸は営業運転資金(「売上債権+在庫-仕入債務」で計算される金額)の範囲内に納めることである。業種業態により異なることもあるが、原則として営業運転資金が基準となる。

第二に、手貸を固定化させないことである。つまり、一旦返してみたり書替してみたりと弾力的に対応することだ。コンピュータに記録された当初貸出日が古い手貸は、固定化した貸出と見なされる怖れがある。

第三には、業績である。業績さえ良ければ返済能力ありと判断され、コロガシの手貸も許容される。手貸借入に枠があると考えている社長もいるが、それは契約ではなく暗黙の合意に過ぎない。いつ解除されても仕方ない類のものである。

(商業)銀行に手貸が普及したのは回収の速効性、資金の流動性確保にある。我が国では、流動性の高い貸出金としての手貸がいつの間にか返済を要求されない固定資金となり、自己資本に準ずる資金と思いつくようになったのにはそれなりの理由がある。しかし、今、それを楯に「現状維持」を主張しても詮無いことだ。

約束の日に、約束の金額を、約束の場所で決済する - それが手形の基本ルールである。銀行の貸出専用書形と一般商取引で使う手形は扱いが異なるとはいえ、基本ルールは変わらない。銀行の一方的要求に不満を抱くのは解るが、手貸に対する考え方は修正した方がいい。